

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部を次のように改める。

知事部局		本庁				
保健所	所長	局長	三	種		
		次長（その他）	四	種		
		次長（西部（支所を除く）、東部（支所を除く））				
		支所長	三	種		
		所長（その他）				
		所長（西部、東部）	二	種		
		次長（北部、東広島分室）	四	種		
		分室長（その他）				
		分室長（東広島）	三	種		
		分室長（西部（分室を除く）、東部（分室を除く））				
県税事務所	所長	局長	二	種		
		次長	三	種		
		支所長				
		所長（西部、東部）	二	種		
		総務事務所	所長	局長	二	種
				支所長	三	種
				所長		
				室長	四	種
				防災航空センター長		
				企業誘致担当次長		
水産技術管理	監					
治山管理	監					
雇用基金特別対策プロジェクト担当課長						
課長	三			種		
局	局長	局長	二	種		
		計理者				
		計理者				
		危機管理				
		総括審議				
		立地政策				
		技監				
		課長				
		課長				
		課長				

農業技術大学校	校	長	四	種
---------	---	---	---	---

別表第一教育委員会の部中

特別支援教育室長	教育政策室長	法務統括監	参課長	与長
----------	--------	-------	-----	----

を

特別支援教育室長	職員給与室長	法務給与室長	教育政策室長	参課長	与長
----------	--------	--------	--------	-----	----

に、

教育事務所	副所長	所長	四	種
教育事務所	副所長	所長	三	種

を

教育事務所	副支所長	支所長	四	種
教育事務所	副支所長	支所長	三	種
教育事務所	副支所長	支所長	二	種

に、

美術館	事務所長	二	種
生涯学習センター	事務所長	三	種

を

生涯学習センター	所長	三	種
----------	----	---	---

に、

歴史博物館	副園長	四	種
歴史博物館	副園長	四	種

を

歴史博物館	副館長	四	種
-------	-----	---	---

に改める。

別表第一備考中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 東部産業支援室長

別表第一備考中第二十五号を次のように改める。

二十五 林業技術指導室長

別表第二イの表七級の部及び六級の部中「地域事務所」を「地方機関」に改める。

別表第二ハの表中「二級」を「特二級」に改める。

別表第二エの表四級の部二種の項を削る。

別表第二トの表七級の部及び六級の部中「地域事務所」を「地方機関」に改める。

別表第二チの表を削る。

別表第二備考2中「地域事務所」を「地方機関」に改め、同2の表を次のように改める。

区分	組	職
三種	知事部局	次長
	総務事務所	次長
	県税事務所	次長(西部(分室を除く。))、
		長

